

国の債権に係る情報の公表

厚生労働省(年金特別会計基礎年金勘定)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)																											
	令和4年度								令和5年度								令和6年度										
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額							
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分	うち 不納欠損額									
合 計	2,401,039	2,268	2,398,770	2,398,727	326	103	2,398,401	—	2,141,557	2,084	2,139,473	2,139,414	367	143	2,139,047	—	2,113,713	2,067	2,111,645	2,111,652	393	126	2,111,259	—			
備 考	主な管理対象債権額 ・基礎年金拠出金債権 2,389,808百万円 ・返納金債権 10,918百万円			主な消滅額 ・基礎年金拠出金債権 2,389,808百万円 ・返納金債権 8,788百万円						主な管理対象債権額 2,128,373百万円 ・基礎年金拠出金債権 12,961百万円 ・返納金債権			主な消滅額 2,128,373百万円 ・基礎年金拠出金債権 10,840百万円 ・返納金債権						主な管理対象債権額 2,101,693百万円 ・基礎年金拠出金債権 11,713百万円 ・返納金債権			主な消滅額 2,101,693百万円 ・基礎年金拠出金債権 9,669百万円 ・返納金債権					

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和4年度末現在額								令和5年度末現在額								令和6年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額				
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額				
債権の種類																										
(部)基礎年金勘定																										
(款)雑収入																										
(項)雑収入	2,311	369	－	1,942	－	2,311	－	－	－	2,142	425	－	1,716	－	2,142	－	－	－	2,060	386	－	1,674	－	2,060	－	－
(目)返納金債権	2,129	354	－	1,774	－	2,129	－	－	－	2,120	416	－	1,704	－	2,120	－	－	－	2,043	382	－	1,661	－	2,043	－	－
(目)損害賠償金債権	181	14	－	167	－	181	－	－	－	21	9	－	12	－	21	－	－	－	16	3	－	12	－	16	－	－
合 計	2,311	369	－	1,942	－	2,311	－	－	－	2,142	425	－	1,716	－	2,142	－	－	－	2,060	386	－	1,674	－	2,060	－	－

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計と合致しないものがある。